

**サイバーセキュリティタスクフォース
公衆無線LANセキュリティ分科会（第1回） 議事要旨**

1 日 時

平成29年11月24日（金）16:00～18:00

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（構成員）石原構成員、岩浪構成員、上原構成員、神菌構成員、佳山構成員、後藤構成員、佐々木構成員、中野構成員、長澤代理（北條構成員代理）、真野構成員、三宅構成員、森井構成員

（オブザーバー）内藤データ通信課長、加藤地域通信振興課長、渋谷情報流通高度化推進室長、山下内閣サイバーセキュリティセンター参事官補佐

（総務省）谷脇政策統括官（情報セキュリティ担当）、澤田サイバーセキュリティ・情報化審議官、柳島情報流通行政局参事官（行政情報セキュリティ担当）、木村サイバーセキュリティ課長、沼田サイバーセキュリティ・情報化推進室長、福島サイバーセキュリティ課調査官、豊重サイバーセキュリティ課課長補佐

4 配付資料

資料1-1 「公衆無線LANセキュリティ分科会」開催要綱（案）

資料1-2 公衆無線LANのセキュリティの現状について

資料1-3 公衆無線LANセキュリティ分科会の検討事項（案）

資料1-4 神菌構成員説明資料

資料1-5 真野構成員説明資料

資料1-6 岩浪構成員説明資料

資料1-7 上原構成員説明資料

資料1-8 今後のスケジュール（案）

参考資料 「サイバーセキュリティタスクフォース」開催要綱

5 議事要旨

（1）開 会

谷脇政策統括官から挨拶。

（2）議 題

① 開催要項について

事務局から、資料1-1に基づき、開催要綱について説明が行われ、開催要綱

(案) について承認された。

開催要綱に基づき、サイバーセキュリティタスクフォースの安田座長からサイバーセキュリティタスクフォースの臨時構成員とされた後藤構成員を公衆無線 LAN セキュリティ分科会の主査とし、森井構成員を同分科会の主査代理とすることとされた。

② 公衆無線 LAN のセキュリティの現状について

事務局から、資料 1-2 及び資料 1-3 について、説明が行われた。その後、質疑応答があり、検討事項(案) について承認された。主な意見等は次のとおり。

上原構成員：資料 1-3 において、検討事項 1 として、認証方式と暗号化方式の二つの観点があげられているが、本人追跡性についても検討事項の中に盛り込まれて欲しい。

後藤主査：認証方式の検討においては、その背景となる個人のトレーサビリティも深く意識しつつ、検討を行うこととし、検討事項(案) については、案を取ることにしたい。

③ 構成員からのプレゼンテーション

神菌構成員、真野構成員、岩浪構成員、上原構成員から、資料 1-4 から資料 1-7 について、それぞれ説明が行われた。

④ 意見交換

構成員からのプレゼンテーションの後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

森井主査代理：セキュリティとコスト、セキュリティと普及といったさまざまなトレードオフが考えられる中で議論を進めるためには、対象や場面を整理し、誰を、何を守るかを特定し、重点的に検討するポイントを決めるべき。

真野構成員：対象を整理することに加え、誰が誰にどういうシチュエーションで、というところを類型化した上で、それぞれに妥協できる、求め得る範囲のセキュリティのあり方があるはず。「誰」のカテゴライズの仕方は結構難しいが、一つの答えで全てをカバーできないだろう。

また、日本の公衆無線 LAN 環境が世界において使いづらいとか評判が悪いというレポートがあるが、必ずしも現状を反映したものではないと思っている。昨今の日本の Wi-Fi は、世界各国と比較しても十分に普及していて、接続のしやすさや利用可能な場所に不満は感じられない。これは、がむしゃらに整備をした結果とも言え、冷静に、誰にとってどういう環境でどういうサービスが望ましくて、セキュリティを考えたときに何ができるかをうまく類

型化すべき。何が何でも、WPAを入れるとか IEEE802.1x を入れるのは無理な話でもあり、うまく分科会の議論がまとめればありがたい。

後藤主査：全てのケースをまとめるわけにはいかないの、どこをメインにするかを考えてもよい。例えば、資料1-2の10、11ページにあるように、利用シーンは10ページにいくつかあり、提供場所も11ページにいくつかあり、これだけでも掛け算すると相当多くなるが、この中でどこに重点を置くか。

資料1-2の12ページに参考として手引きが出ているが、本分科会の最終的な成果は、例えば、提供者向けの手引きに反映することも期待されるか。

事務局：もちろん手引きに、検討の結果を盛り込んでいければと考えている。

真野構成員：まさにプライオリティをつけて検討することが大事。そして、分科会の検討は今年度だけとのことであるが、2020年にはオリンピック・パラリンピック競技大会があり、あるいは、未来投資戦略や日本再興戦略等で世界でも名立たるICT国家を目指すとされている中で、本分科会の検討結果の展開として取りまとめられたガイドラインのようなものをもとに、例えば、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会のときに、公衆無線LANを十分に安心して使えるということを打ち出すのであれば、継続的にガイドラインをもとにレファレンスデザインを作る、それを実証して見せていく、指導していくといった取組につなげていけるか。

事務局：その点も本分科会で方向観を出していただき、取組を進めたいと考えている。

後藤主査：本分科会の検討において、そうした点も大事というメタなレベルの提言も入っていいだろう。

佳山構成員：次回、類型化の一つの案を提示したい。誰が何のためにどのようなサービスを公衆無線LANで提供するかという関係図を作り、ステークホルダーの洗い出しを行うことが重要。利用者という観点、無線LAN提供者という観点、さらに、飲食店の提供者や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という者も挙げられる。一方で、公衆無線LANサービスが悪用されたときにどう捜査するかという観点もある。まずは、ステークホルダーを洗い出して、場面場面で必要なステークホルダーに対する問題提起と、本分科会としてはどこに対してどのようなメッセージを発するかを議論する必要がある。

後藤主査：2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会は、大きなターゲットの一つ。組織委員会の方と話をしたところ、日本のレピュテーションをそこで左右することになりかねないという意味で非常に危機感を持っている。

佳山構成員：そうなると、制度設計、あるいは法整備の話も出てくるかもしれない。トレーサビリティをどのように法整備の中で担保するかという話もあると思う。また、VPNは意外と高く、意外と少ない。VPNサービスについて、利用者を安全に導いて啓発するとともに、利用者に選択肢を与える機会を増やし

ていく必要がある。

神菌構成員：ホテル等の公衆無線 LAN サービスの提供者側からは、実は Wi-Fi を使われるのが怖いという声をきくことがあり、実際にはどのように対策すればいいかわからないという意見が多い。機器を変えなくても設定を変えるだけで十分にセキュリティを向上できる場合があるが、実はあまり認識されておらず、そういったところを啓蒙していくのも一つ。また、Wi-Fi のチャンネルの設定方法がわからない方が多く、電波が干渉することもある。Wi-Fi の適切な使い方や設定方法が普及することで、ある程度はセキュリティも底上げできるのではないか。

三宅構成員：ユーザーに ID・パスワードを入れていただくなど、セキュリティ対策をお願いすることは難しく、なるべく弊社でも ID・パスワードを利用者に入れていただくことなく暗号化通信を行っている。事業者でできることは対応しており、事業者としてもセキュリティは非常に重要と考えているが、フリー Wi-Fi を出すことは難しいこともあり、どこまで対応できるか、あるいは対応する必要があるかという点は重要な課題。

長澤代理（北條構成員代理）：セキュリティ対策については、利用者・利用シーンに合わせて、VPN 等の様々な対策がとられているという市場実態や海外の事例を踏まえた上で課題解決を進めていく必要がある。

中野構成員：インテグレータの観点からは、伝送レートの向上等、公衆無線 LAN の快適な利用のためにできる工夫は多々あると感じている。セキュリティについては、様々な機能を搭載した企業向け製品も出てきているところであり、このような安全を特長とした製品によって、公衆無線 LAN の普及を後押しする方法もあり得る。

佐々木構成員：通信事業者としては、セキュアな通信を実現する選択肢の利用者への提供と、サービス提供者にしかできないトレーサビリティの確保が重要と考えている。

森井主査代理：セキュリティをがっちり固めてしまうと、普及できず、利用できなくなる。自治体が提供する公衆無線 LAN サービスの中には、ほとんどセキュリティも何もなく、認証しないものもある。セキュリティ対策について参照すべき手引きがあるにもかかわらず、ガイドラインに沿った運用が全然されていなくて、認証の仕組みを全く設けていないものもある。ログさえ一切残していないので、不正な利用が起こったときに対処できないところもある。こうした実態に対して、どのように提供者側が対処できるか。

石原構成員：公衆無線 LAN サービス利用時にセキュリティを確保する工夫として、比較的 VPN を使うと安全ということになっているが、実際には提供元が不明の怪しげな VPN サービスも多い。これらに対して何らかの対策をすべき。

後藤主査：構成員には、回線設備を提供している事業者や、無線 LAN サービスの基盤を提供している事業者もいるところ、自身がステークホルダーのどこに

あたるか、契約関係の責任分界点はどのような切分けをしているかということについて、簡単に紹介していただくと、トレーサビリティをどうするか、訴訟対策をどうするかという点も含めて議論しやすくなるので、よろしくお願ひしたい。

佳山構成員：マインドとして、例えば、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会を大成功させ、模範となる事例を残すことや、データの利活用のための公衆無線 LAN サービスのあり方をどうするかといった、プラスの議論ができるとうい。

⑤ その他

事務局から、資料 1－8「今後のスケジュール（案）」について、説明があり、案のとおり、了承された。

(3) 閉会

以上